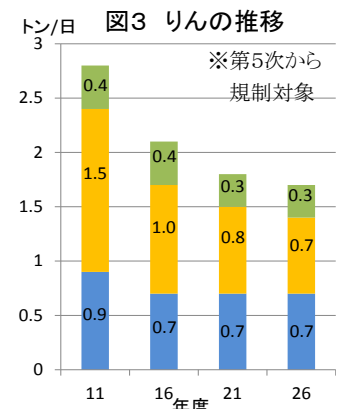
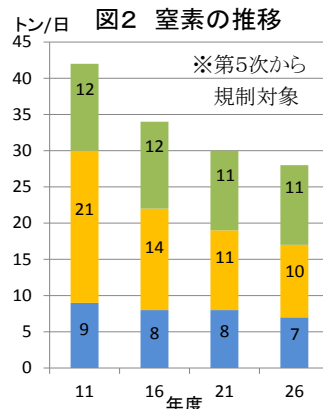
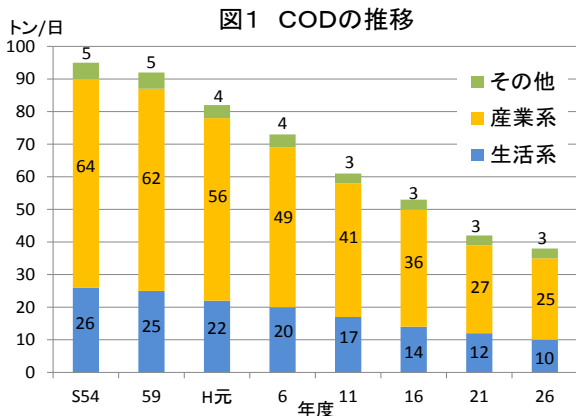


第8次総量削減計画及び総量規制基準について（概要）

1 水質改善に係る総量削減制度

- (1) 瀬戸内海等、人口・産業の集中等により汚濁負荷が著しい閉鎖性海域において、流入する生活排水及び工場排水等の汚濁負荷の総量を計画的に削減するための制度
- (2) 国は、閉鎖性水域の水質の汚濁を防止し、環境基準を確保するため、総量削減基本方針を策定（対象物質：化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん）
- (3) 昭和54年（1979年）の制度開始以来、現在まで7次にわたり実施



2 総量削減基本方針（瀬戸内海）について（H28.9 策定）

国は、「第8次水質総量削減の在り方について」（H27.12 中央環境審議会答申）を受けて、大阪湾を除く瀬戸内海については、次のとおり基本方針を策定

- (1) 現在の水質から悪化させないことを目指す
- (2) 平成31年度（2019年度）を目標年度とする関係府県別の削減目標量の設定

表1 山口県の削減目標量 (単位: トン/日)

対象物質	平成31年度(2019年度)の削減目標量	平成26年度(2014年度)の実績 ()内は7次計画の削減目標量
COD	44	38 (45)
窒素	31	28 (33)
りん	2.0	1.7 (2.0)

※ 「削減目標量」とは、目標年度の時点における1日当たりの排出負荷量の上限をいう。
(現在の排出量から削減する量を表したものではない。)

3 総量削減計画（第8次）の策定

総量削減基本方針に基づき、本県の削減目標量を達成するための総量削減計画を策定（水質汚濁防止法において規定されている計画に定める事項は次の(1)～(3)のとおり）

(1) 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量(表2)

対象物質	生活系	産業系	その他
COD	10	31	3
窒素	7	13	11
りん	0.7	1.0	0.3

※ 「その他」とは、農地、畜産、養殖場等から排出される汚濁負荷量をいう。

削減目標量の設定の考え方

生活系	下水道・浄化槽等の生活排水処理施設の整備等の見通しを考慮
産業系	既存企業の増産計画や企業進出など、産業活動の一定の増加を考慮
その他	農地や畜産などの土地利用等の見通しを考慮

(2) 削減目標量の達成の方途

生活排水対策を着実に進めるとともに、第7次計画に基づき実施してきた工場・事業場の排水対策等の各種施策を継続して実施

生活系	下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進
産業系	総量規制基準の設定、工場・事業場に対する規制基準の遵守徹底
その他	施肥量の適正化、化学肥料の使用抑制等、環境保全型農業の推進
水質管理	湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進

(3) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

県は、次の主な施策等を推進し、その他汚濁負荷量の総量の削減等を推進

- 家庭でできる浄化対策の実践等への啓発、「水辺の教室」等の環境学習による水環境保全意識の普及・啓発
- 開発等により失われた干潟・藻場の良好な環境を回復させる施策の展開
- 護岸等の整備において、生物共生型護岸等の採用など環境へ配慮

4 総量規制基準

- 総量規制基準とは、総量削減計画で定めた産業系の削減目標量を達成するために、事業場から排出される汚水(間接冷却水及び雨水等を除く)に対する汚濁負荷量(対象物質：COD、窒素及びりん)の規制基準
- 特定排水(図2)の量が50m³/日以上かつ図3の地域に立地する事業場に適用

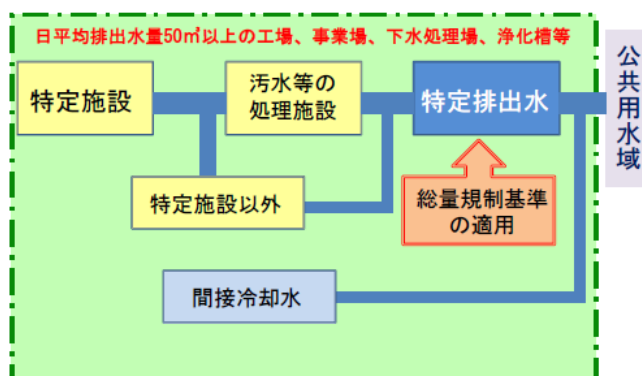


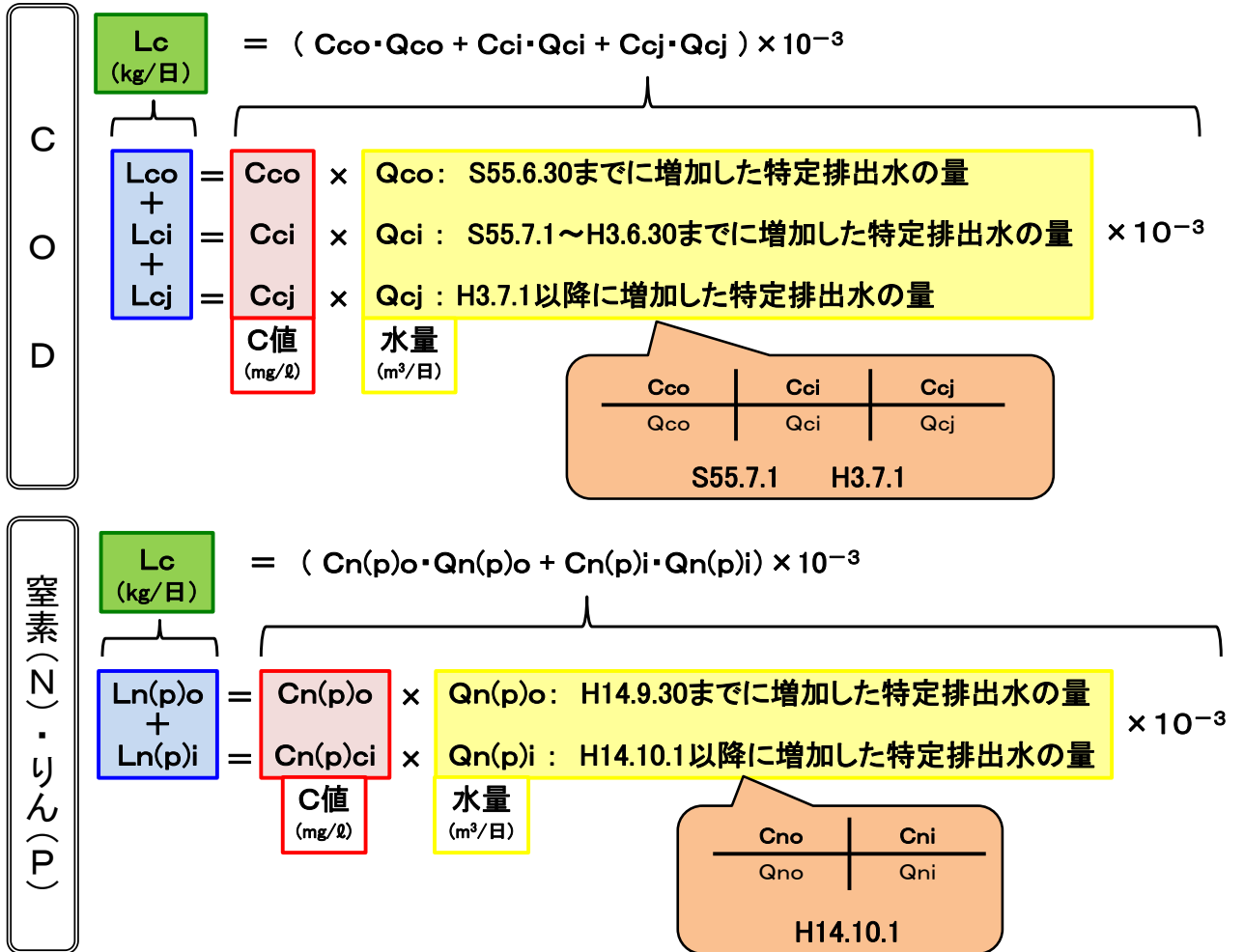
図4 総量規制基準の適用を受ける排水



図5 総量規制適用地域(瀬戸内海)

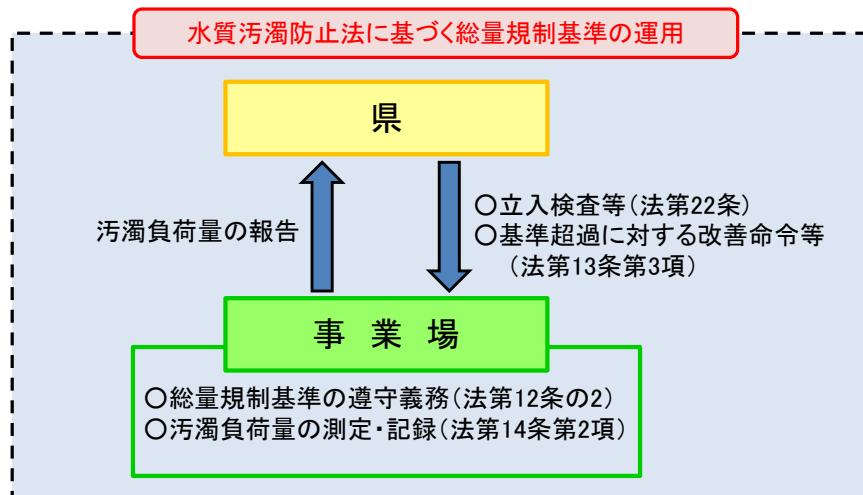
(1) 総量規制基準の算定

- 総量規制基準(L値)は、「排出水量×業種等の区分ごとの基準値(濃度値:C値)」により、事業場ごとに算定
- 業種等の区分ごとの基準値は、排出水の増加した時期により、CODは3種類、窒素及びりんは2種類に分けて設定



(2) 総量規制基準(第8次)の設定

大阪湾を除く瀬戸内海について、国が第7次の基準値(C値)の設定範囲を変更せず継続したことを踏まえ、県においても基準値を変更せず、継続して設定



【参考】 総量削減計画の位置付け(関係法令等との関係)

